

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学戦略企画本部規程

平成27年3月25日  
規程第 5 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号）第24条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学戦略企画本部（以下「戦略企画本部」という。）に関し必要な事項を定める。

## (業務)

第2条 戦略企画本部は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の戦略的な教育研究の展開及び大学運営を推進するため、業務上の課題に関する重要事項について、基本方針の企画及び立案並びに総合調整を行う。

## (組織)

第3条 戦略企画本部は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
  - (2) 各理事
  - (3) 各副学長
  - (4) 研究科長
  - (5) 各領域長
  - (6) 各学長補佐
  - (7) 企画・教育部長
  - (8) 研究・国際部長
  - (9) 管理部長
  - (10) その他学長が指名する者
- 2 戦略企画本部に、全学的な視点からの教員人事に関する方針等を協議するため、人事戦略会議を置く。
  - 3 戦略企画本部に、前条の業務を効果的に実施するため、IRオフィス及び学長アドバイザーボードを置く。
  - 4 戦略企画本部に、前条の業務を行うに当たって必要があるとき、事案ごとにプロジェクトチーム（以下「戦略企画PT」という。）を設置する。

## (本部長)

第4条 戦略企画本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

- 2 本部長は、戦略企画本部の業務を統括する。

(人事戦略会議)

第4条の2 人事戦略会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
  - (2) 各理事
  - (3) 各副学長
  - (4) 研究科長
  - (5) 各領域長
  - (6) その他学長が指名する者
- 2 前項第6号の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名する学長の在職する期間を限度とする。
- 3 人事戦略会議に議長を置き、学長をもって充てる。
- 4 議長は、人事戦略会議を主宰する。
- 5 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が議長の職務を代理する。
- 6 議長が必要と認めたときは、第1項に規定する委員以外の者を出席させることができる。

(IRオフィス)

第5条 IRオフィスは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の教育研究活動及び大学運営の分析及び評価に関すること。
  - (2) 国内外の教育、研究及び大学運営に関する動向に係る調査及び分析に関すること。
  - (3) 教育、研究及び大学運営に関する基本方針案等の作成支援に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、学長が必要と認める業務上の課題に関する重要事項の調査、分析及び評価に関すること。
- 2 IRオフィスは、次に掲げる者で構成する。
- (1) エデュケーション・アドミニストレーター
  - (2) リサーチ・アドミニストレーター
  - (3) その他学長が必要と認める職員
- 3 IRオフィスにオフィス長を置き、前項各号に掲げる者のうちから、学長が指名する者をもって充てる。
- 4 IRオフィス長は、IRオフィスの業務を掌理する。

(学長アドバイザーボード)

第6条 学長アドバイザーボードは、若干名の学長アドバイザーで構成する。

- 2 学長アドバイザーは、次に掲げる国内外の有識者のうちから、学長が委嘱する者をもって充てる。
- (1) 科学技術に関する教育及び研究に関する高い見識を有する者
  - (2) 本学のステークホルダーを代表する者

- (3) 前2号に掲げるもののほか、学長が必要に応じて委嘱する学外者
- 3 学長アドバイザーは、学長の求めに応じて、本学の教育、研究及び大学運営等に関する企画に対する助言を行う。
  - 4 学長アドバイザーの任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、在職する期間は、当該学長アドバイザーを委嘱する学長の在職する期間を限度とする。

(戦略企画PT)

- 第7条 戦略企画PTは、第3条の構成員及びその他の職員のうちから戦略企画PTごとに学長が指名する者で組織する。
- 2 各戦略企画PTにそれぞれプロジェクトリーダーを置き、前項に規定する戦略企画PTの構成員のうちから、学長が指名する者をもって充てる。
  - 3 プロジェクトリーダーは、その者が所属する戦略企画PTの運営並びに企画及び立案並びに調整に責任を負う。

(事務)

- 第8条 戦略企画本部に関する事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

(雑則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、戦略企画本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、現に改正前の第5条第2項第2号及び第4号に規定する者であって、施行日以降も引き続き雇用される者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、現に改正前の第5条第2項第1号及び第2号に規定する者であって、施行日以降も引き続き雇用される者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の

例による。